

随意契約（相手方指定）調書

件名	公共施設ブロードバンドネットワーク回線敷設作業委託	5200453
工（納）期	令和5年7月31日	
契約締結日	令和5年6月12日	
契約金額	4,422,000円（消費税込み）	

契約相手方	東京ケーブルネットワーク株式会社 (法人番号：3010001005192)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	公共施設ブロードバンドネットワーク回線敷設作業委託
指名業者 (案)	名称 東京ケーブルネットワーク株式会社 所在地 東京都文京区後楽一丁目1番7号 グラスシティ後楽 代表者 取締役常務執行役員 西村 政彦
特命理由	<p>本件は、大規模な通信障害に備えるため、本庁舎と区民事務所等7拠点間を結ぶネットワーク回線について、バックアップ用の回線を新たに敷設する作業を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本庁舎と区内各施設間のネットワーク回線利用にあたっては、上記業者と既に利用契約を締結しているため、本件の実施にあたっては、新たに本庁舎側への回線追加を要せず費用を抑えられる点、また、一部の拠点では過去の敷設回線の再利用により納期も短縮できる点から、既存契約への回線追加により対応するものである。</p> <p>通信確認作業の確実な実施や障害対応時の責任明確化の観点から、本件の回線追加作業を実施できるのは、上記業者に限られる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)